

○泉佐野市保健対策推進協議会規則

平成13年3月31日

泉佐野市規則第10号

改正 平成15年3月31日泉佐野市規則第4号

平成28年8月12日泉佐野市規則第27号

平成29年3月31日泉佐野市規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、泉佐野市附属機関条例(平成12年泉佐野市条例第34号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、泉佐野市保健対策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じて、条例別表に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 医療関係者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募した市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を協議会に報告する。

(幹事)

第8条 協議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから、市長が任命する。
- 3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、公開する。ただし、協議会の会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 泉佐野市情報公開条例(平成11年泉佐野市条例第27号)第6条各号に掲げる情報に関し審議する場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 2 協議会の会議を公開するかどうかの決定は、会長が行う。この場合において、会長は、当該会議に諮り意見を聴くことができる。
 - 3 会長は、会議を非公開とした場合は、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部健康推進課において行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日泉佐野市規則第4号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成28年8月12日泉佐野市規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月31日泉佐野市規則第2号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。